

特定非営利活動法人あいあい広場
特定非営利活動法人あいあい広場2023年度（令和5年度）事業計画
2023年4月1日～2024年3月31日

新型コロナの影響により3年間という長い間、取り組みや行事に規制を設けたり中止にしてきたことも多く、あいあい広場の利用者に我慢をしてもらってきたことも多くあります。2023年5月8日から新型コロナが5類になるということが決まり、日本各地で活気やにぎわいが戻りつつあります。

2023年度のあいあい広場としても活動や行事を再開し、今まで以上に利用者が楽しめる1年になるよう、作業や取り組み、行事等を行っていきます。

生活の場のグループホームでは、コロナ禍で特に利用者の健康と命を守りながら生活の支援をするということの難しさを痛感しました。引き続き、感染対策に気を配りながらとなりますが、2023年度は、楽しむということにも目を向け行っています。

1、 障害福祉サービスの運営

(1) 作業所あいあい広場としては、新型コロナの感染対策に気を配りながら、行事（一泊旅行、東部地区親善スポーツ大会、かなべ福祉まつり）を再開します。対外的な取り組みの合同ミュージックケアも再開していきます。又、市役所販売等の販売活動も再開していきます。

新型コロナや物価高騰の影響もあり生産活動の採算が合わない状況が続く、利用者の工賃が払えなくなる危機状況にあります。2023年度は、各作業グループで収益を上げる努力はもちろんですが、下請け作業を取り入れてみることやリサイクル活動の拡大も行い改善を図っていきます。

(2) 利用者の立場に立った支援、人権を尊重した支援の研修を行い、職員の資質向上を図ります。

① あいあい広場の理念に沿った実践を行っていく。

《あいあい広場理念》

1. 生活の中で意欲を育て、自ら生きる力を育てていきます。
2. 働くよろこびを育て、支えあい、共感しあう仲間づくりを進めていきます。

3. 障害のある人も、生き生きと生活できる地域づくりを進めていきます。

4. 一人一人の要求を尊重し、民主的な運営を行います。

②相談支援員研修、サービス管理責任者研修は、継続して行い、次への担い手を育てるとともに、職員の資質向上を行います。

(3) 職員の処遇改善を図り、働きやすい職場環境づくりを行います。

処遇改善加算、ベースアップ支援加算を使った職員の処遇改善を行っていきます。

2. 相談事業、家庭支援の事業、情報提供事業等

(1) 情報提供事業

①ホームページを活用し、情報公開に務めます

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」や特定非営利活動法人推進法等、情報公開が強く求められています。今年度、ホームページの記事更新を担当者する職員のチームをつくり取り組んでいきます。

② 2023年度も HISK「あいあい広場だより」の発行を行います。

あいあい広場だよりを年度2回発行を行い、あいあい広場を支援してくださっている方たちにあいあい広場の現状報告を行っていきます。

(3) その他目的を達成するために必要な事業

① 地域住民との交流活動・地域ふれあい事業を進めていきます。

作地域住民の方々に作業所、グループホームの周知や理解を図っていきます。又、しいたけの販売、ブルーベリー観光農園の開催等に加え、徳田の農園で販売活動も行い、積極的に地域との交流を進めていきます。

② 作業所・グループホームの将来構想を検討し、御幸町乗越の土地・建物の利用を具体的に進めていきます。